

26 台台健予第 8 3 6 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 7 日

台東区内  
各医療機関 御中

台 東 保 健 所 長  
( 公 印 省 略 )

エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関の基本的な対応について

平素より区の保健衛生事業に御理解と御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省よりエボラ出血熱の疑い例に対する医療機関の対応について、別紙の通り連絡がありました。つきましては、下記の通りご協力をお願い致します。

## 記

### 1 医療機関における基本的な対応

- (1) 発熱症状を呈する患者には必ず渡航歴を確認する。
- (2) 受診者について、発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 1 か月以内の滞在歴が確認できた場合は、エボラ出血熱の疑似症患者として直ちに台東保健所長経由で都道府県知事へ届出を行う。
- (3) ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 1 か月以内の滞在歴を有し、かつ、発熱症状を呈する患者から電話の問い合わせがあった場合は、最寄りの保健所へ連絡をするよう伝える。

### 2 連絡先

台東保健所 (平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5)

台東保健所保健予防課感染症対策担当 電話 0 3 - 3 8 4 7 - 9 4 7 6

東京都保健医療情報センター (休日、夜間)

ひまわり・医療機関専用 電話 0 3 - 5 2 7 2 - 0 3 2 6

### 3 参考リンク

「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

(問合せ先)

台東保健所 保健予防課 感染症対策担当

電話 0 3 - 3 8 4 7 - 9 4 7 6

F A X 0 3 - 3 8 4 1 - 4 3 2 5